

議 会 運 営 委 員 会 次 第

令和3年12月1日(水)

1 委員長開議宣告

2 議長挨拶

3 議 題

(1) 追加議案について

(2) 日 程 に つ い て

4 委員長散会宣告

令和 3 年

松戸市議会 12 月定例会議案

12 月 1 日提出

(追 加 分)

松 戸 市

目 次

議案第48号	令和3年度松戸市一般会計補正予算（第8回）	1頁
議案第49号	令和3年度松戸市一般会計補正予算（第9回）	10頁
議案第50号	和解について	15頁

令和3年度松戸市一般会計補正予算（第8回）

令和3年度松戸市の一般会計補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,287,575千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175,000,450千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月1日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		42,842,801	3,287,575	46,130,376
	2. 国庫補助金	9,295,463	3,287,575	12,583,038
歳 入 合 計		171,712,875	3,287,575	175,000,450

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		85,690,826	3,287,575	88,978,401
	2. 児童福祉費	35,486,094	3,287,575	38,773,669
歳 出 合 計		171,712,875	3,287,575	175,000,450

令和 3 年 度

松戸市一般会計補正予算（第 8 回）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	42,842,801	3,287,575	46,130,376
歳入合計	171,712,875	3,287,575	175,000,450

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3. 民生費	85,690,826	3,287,575	88,978,401
歳出合計	171,712,875	3,287,575	175,000,450

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3,287,575			0
3,287,575			0

2. 歳入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	3,091,825	3,287,575	6,379,400
計	9,295,463	3,287,575	12,583,038

(単位 : 千円)

節		説 明			
区 分	金 額		補正前の額	補 正 額	計
3 児童福祉費 補助金	3,287,575	○子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 基本額×10/10額	0	3,263,050	3,263,050
		○子育て世帯等臨時特別支援事務費補助金 基本額×10/10額	0	24,525	24,525

3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 子育て世帯 臨時特別給 付費	735,182	3,287,575	4,022,757	3,287,575 国庫補助金 3,287,575			0
計	35,486,094	3,287,575	38,773,669	3,287,575			0

(単位 : 千円)

節		説 明	補正前の額	補 正 額	計
区 分	金 額				
10 需用費	628	○子育て世帯等臨時特別支援事業	0	3,287,575	3,287,575
消耗品費	50				
印刷製本費	578				
11 役務費	9,799				
通信費	4,299				
手数料	5,500				
12 委託料	14,098				
18 負担金補助 及び交付金	3,263,050				

令和3年度松戸市一般会計補正予算（第9回）

令和3年度松戸市の一般会計補正予算（第9回）は、次に定めるところによる。
（債務負担行為の補正）

第1条 既定の債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和3年12月1日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

第 1 表 債務負担行為補正

1. 追 加

事 項	期 間	限 度 額
新 庁 舎 整 備 業 務	令和3年度 ～ 令和4年度	53,181千円

令和 3 年 度

松戸市一般会計補正予算（第 9 回）に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたる

又は支出額の見込み及び当該年度以

1. 追 加

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 （ 見 込 ） 額	
		期 間	金 額
新 庁 舎 整 備 業 務	53,181		

ものについての前年度末までの支出額

降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
令和3年度 ～ 令和4年度	53,181				53,181

和解について

東京高等裁判所令和2年（ネ）第2798号「けやき通り」貫通道路の建設差止・供用禁止請求控訴事件について、次のとおり和解する。

令和3年12月1日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

1 事件の概要

市が計画する「新松戸七丁目道路ネットワーク整備事業」による新松戸けやき通り貫通道路の建設工事に関し、当該道路が建設・供用開始されれば、けやき通りの交通量が増加し、相手方の人格権等が侵害されるとして、当該道路の建設差止を求めるもの

2 和解の要旨

- (1) 市は、新松戸七丁目道路ネットワーク事業の完成に伴う安全対策について、地域住民を代表する者ら（相手方を含む。）と市が参加する協議の場である「協議会」を設けることとする。「協議会」の設立及び運営等詳細については、和解成立後、相手方と市とで協議し、定めることとする。
- (2) 市は、次に掲げる安全対策に関する事項について、「協議会」において、要望等の前提となる「地域住民の総意」を確認した上で、住民の要望と共に、千葉県公安委員会に要望することとする。

ア 市道1地区826号道路と神明堀架橋部分の一方通行化

イ 信号機・横断歩道の設置

ウ きょうちくとう通りから神明堀までの全ての区域（けやき通りそのものも含む。）におけるゾーン30の設定

エ オービスの設置

オ 大型車両の通行規制やその交通標識の設置

- (3) 市は、樺通り橋から神明堀までの区間について、架橋工事に合わせて高機能舗装工事を実施することとする。
- (4) 市は、バス通り交差点からこぶし公園交差点までの区間については、車道幅員を絞り、こぶし公園交差点から神明堀までの区間については、歩道幅員を拡幅し車道幅員を絞り、他の道路に交通量の分散化を図ることとする。また、神明堀架橋交差点部をカラー舗装とし、運転手への視覚的対策を施すこととする。
- (5) 市は、樺通り橋から神明堀までの区間について、けやき通りの交通動向や「協議会」における地域住民の要望等を踏まえ、車のスピードが出ないような措置をすることとする。
- (6) 市は、効果の検証手段として、交通量調査の方法、頻度、期間について総合的に検討していくこととし、検証及び検討の結果については、「協議会」にて報告するとともに、市民に公開することとする。
- (7) 上記の施策が実施された場合において、その後十分な効果がないと認められるときは、市は、さらに有効な規制手段について、千葉県公安委員会に、市・公安委員会（警察）・地域住民で「協議する場を持つよう」働きかけることとする。
- (8) 市は、(2)ウの全域に「ゾーン30」が設定された場合は、その旨をカーナビゲーションシステムを提供する民間事業者に伝えることとする。
- (9) 市は、けやきの保全と景観保全については最善を尽くすこととする。
- (10) 市は、電線地中化について、市全域の無電柱化推進計画において、こぶし公園交差点から神明堀までの区間についても、その位置づけを検討していくこととする。

- (11) 市は、現時点では道路幅を拡幅する計画はないことを表明する。また、将来、道路幅の拡幅を計画する場合は沿線住民と協議する。
- (12) 市は、相手方のうち工事施工に伴う補償対象者（以下「補償対象者」という。）の敷地内について、「道路工事と一体的に行うことができる部分」は、できる限り補償工事を直接施工することとし、その他の具体的要望については、補償基準等の範囲内において、丁寧に対応していくこととする。
- (13) 補償対象者は、裁判終結（和解成立）後、補償のための物件調査等に協力し、補償交渉に応じることとする。
- (14) 相手方は、神明堀の架橋工事及び供用開始を妨げないこととする。
- (15) 相手方は本件訴えを取下げ、市は同取下げに同意する。
- (16) 相手方及び市は、相手方及び市との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (17) 訴訟費用は、第１、２審を通じ各自の負担とする。

提 案 理 由

裁判所の和解勧告を受け入れ、事件の早期解決を図るため。